⑷　セキュリティ対策の定期的な見直し
　電子申告等受付システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の変更を実施しない場合においても、定期的に変更を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行い、必要な措置を講ずること。
3　電子申告等受付システムの運用保守等
⑴　アクセス権限の限定
　電子申告等受付システムを運用保守する職員に対して、指定法人サーバ、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、ファイル等に関し、必要なアクセス権限を付与すること。
⑵　他のソフトウェアの作動の制限
　指定法人サーバで、電子申告等受付システムの管理及び運用保守並びに指定法人が行う他の地方税に係る電子的な手続のための電子計算機の管理及び運用保守に必要なソフトウェア以外のソフトウェアを作動させないよう措置を講ずること。
⑶　記録の消去
　指定法人サーバを使用しなくなった場合には、当該機器に内蔵する記憶媒体からファイル及びドキュメントを消去すること。
⑷　ファイアウォールによる通信制御
　不正行為又は不正アクセス行為に対して電子申告等受付システムを保護するため、必要な部分には、ファイアウォールを設置し、通信制御を行うこと。
⑸　電気通信関係装置の管理
　エラーの発生又は不正行為により電気通信関係装置の不適切な運用が行われないようにするため、電気通信関係装置の管理に際しては厳重な確認を行う等、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。また、通信に際しては、電気通信関係装置相互の認証を行うこと。
⑹　通信相手相互の認証
　電子申告等受付システムと市区町村サーバの間の通信について、通信相手相互の認証を行うこと。
⑺　データの暗号化
　電子申告等受付システムと市区町村サーバの間の通信について、交換するデータの暗号化を実施すること。
⑻　秘密鍵の厳重な管理
　電子申告等受付システムにおいて通信相手の認証及び送受信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。
⑼　模擬攻撃に対する防御訓練の実施
　インターネット経由の模擬攻撃を適宜実施し、その実施結果に基づき必要な措置を講ずること。
⑽　情報収集等
　セキュリティ対策に関する情報を収集し、分析を行い、必要な措置を講ずること。
4　端末機操作の管理
⑴　端末機の管理
　端末機の取扱は、当該端末機の管理を行う責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。
⑵　端末機の操作者の確認
ア　端末機の取扱に際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを、操作者識別カードと暗証番号による方法、生体認証による方法又はこれらと同等以上のものと認められる方法により確認すること。
イ　端末機の操作が一定時間行われなかった場合に、再度操作者の確認を行うよう端末機を設定すること。
⑶　暗証番号等の取扱
　暗証番号及び生体認証の管理及び運用の方法を定め、操作者に当該管理及び運用の方法を遵守させること。
⑷　ファイルに対する利用制限
　端末機の操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルの利用を制限する方法を定めること。
⑸　操作履歴の記録等
　電子申告等受付システムを操作した履歴を記憶媒体に記録し、法令を遵守していることを監査する等、各操作者の利用の正当性について確認すること。
⑹　強制的に終了する機能
　端末機には、複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了する機能を設けること。
5　可搬記憶媒体の管理
⑴　持出し及び返却の確認等
ア　可搬記憶媒体の盗難の防止等のため、その保管位置を指定し、持ち出した場合は返却を確認すること。
イ　可搬記憶媒体を廃棄する場合には、消磁、破砕、熔解その他の当該可搬記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。
⑵　不正プログラムの混入防止
　可搬記憶媒体への不正プログラムの混入防止のため、必要な措置を講ずること。
6　電子申告等受付システムの構成機器及び関連設備等の管理
⑴　管理方法の明確化
ア　電子申告等受付システムに機器を接続するための手続、方法等を定めるとともに、構成機器及び関連設備等の管理方法を明確にすること。
イ　利用するハードウェア、ソフトウェア及び可搬記憶媒体の種類、数量等を体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させること。また、この記録管理された内容を関係職員に周知し、管理しているハードウェア、ソフトウェア及び可搬記憶媒体以外のものを使用しないこと。
⑵　保守の実施
　電子申告等受付システムの構成機器及び関連設備の保守を定期に又は随時に、実施すること。また、保守の実施にあたっては、エラーの発生及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。
⑶　稼働状況の監視
　電子申告等受付システムの構成機器及び電気通信関係装置の稼働状況を監視し、必要に応じ対策を実施すること。
⑷　不正プログラムの混入防止等
　電子申告等受付システムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、電子申告等受付システムを運用保守する職員に周知すること。
7　データ、プログラム及びドキュメントの管理
⑴　データ等の管理方法
　データ、プログラム及びドキュメントの使用、保管、複写、受渡し、消去及び廃棄について、その取扱及び管理の方法を定めること。
⑵　プログラムの登録及び抹消
　プログラムの改ざん、消去等を防止するために、プログラムの登録及び抹消は、責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。
⑶　紙媒体に出力されたドキュメントの廃棄
　紙媒体に出力されたドキュメントを廃棄する場合には、裁断、溶解その他の当該ドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。
8　障害時等の対応
⑴　電子申告等受付システムの障害の早期発見
　電子申告等受付システムの障害箇所の発見や性能の低下を検知するため、必要な措置を講ずること。